



「3億円当選した」というメールが届いた！

スマートフォンに「3億円当選した」というメールが届いた。当選金を受け取る手数料として電子マネーで100万円支払い、振り込んでもらう口座の情報を伝えてしまった。

注意

- 当選したかのようにみせかけて、登録料などを電子マネー等で支払わせようとする、**当選商法**というものです。
- メールには詳しい説明はなく、実在する事業者かどうかを確認することが難しく、**詐欺である可能性が高い**です。

ポイント

- そもそも買ったり申し込んでもいないのに、宝くじに当選することはありません。このようなメールが届いても**無視**しましょう。
- 電子マネーの番号を伝えてしまった場合は、電子マネーの運営会社に連絡し使用停止を申し出ましょう（ただし既に使用されてしまっていた場合、被害救済は困難です）。



転売仲介サイトからチケットを購入したら、入場を断られた！

コンサートチケットを**チケット転売仲介サイト**から15000円で購入した。しかし当日、本人確認ができないということで**入場を断られてしまった**。コンサート名で検索したらトップに出てきたサイトなので信用してしまった。転売されたチケットでは入場できないと知っていたら購入しなかった。

注意

- 入場できないだけでなく、支払いをしたのに**チケットを受け取れなかった**というトラブルもあります。
- 公式チケット販売サイトと間違えて転売サイトから購入してしまう場合があります。
- チケット転売仲介サイト等での取引でトラブルが発生しても解決が困難な場合があります（キャンセルできない、補償サービスが受けられない等）。

ポイント

- チケットを購入する際は公式チケット販売サイトかどうかよく確認して購入しましょう。
- 転売チケットを購入する際は、興行チケット等の規約で転売が禁止されていないかを確認しましょう。
- またインターネット掲示板やSNS等で知り合った相手との転売取引のトラブルもあります。見ず知らずの相手との取引は慎重に行いましょう。
- 「**東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会**」が開催されます。今後トラブルが増加する可能性があります。



困ったときや不安になったら、早めに**消費生活センター**に相談しましょう